

令和 7 年 1 月 30 日

令和 7 年第 1 回守山市教育委員会定例会提出議案

令和 7 年 1 月 30 日

令和 7 年第 1 回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第 1 号 守山市幼稚園預かり保育事業実施規則の一部を改正する規則の制定について
..... 3

議第 1 号

守山市幼稚園預かり保育事業実施規則の一部を改正する規則の制定について

守山市幼稚園預かり保育事業実施規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 30 日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

守山市幼稚園預かり保育事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 号

守山市幼稚園預かり保育事業実施規則の一部を改正する規則

守山市幼稚園預かり保育事業実施規則（令和元年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削り、同条第 3 項ただし書きを削り、同項を同条第 2 項とする。

第 6 条中「園長」を「守山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第 7 条第 1 項第 3 号中「から 4 月 8 日まで」を「および同月 2 日」に改め、同項第 4 号中「7 月 21 日」を「8 月 13 日」に、「8 月 31 日」を「同月 15 日」に改め、同項第 5 号中「24 日」を「29 日」に、「6 日」を「3 日」に改め、同項第 6 号中「24 日」を「30 日」に、「から 3 月」を「および同月」に改め、「まで」を削り、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、臨時に休業し、または休業日に開業することができる。

第 8 条第 1 項中「保育を実施する日」を「開園日」に改め、同条第 2 項中「前週の月曜日から前日」を「3 日前の午後 5 時」に改め、同項ただし書き中「この期間に休業日が含まれる場合は、園長が指定する期間とする」を「その日が休業日の場合は、その前の開園日までに申請しなければならない」に改める。

第 10 条第 1 項中「速やかに」を「利用日の前日午前 9 時までに」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、その日が休業日の場合は、その前の開園日の午前 9 時までに提出しなければならない。

第 11 条第 1 項中「600 円」を「450 円」に改める。

第 12 条を次のように改める。

（給食費の額）

第 12 条 預かり保育利用時の給食費は、園児 1 人あたりの給食費は日額 250 円、おやつのみ提供日については日額 100 円とする。ただし、法 2 号保護者については、一月の給食費が 1,300 円（8 月は 5,500 円）を超える場合については、月額 1,300 円（8 月は 5,500 円）とする。

第16条を第17条とする。

第15条中「特定子ども・子育て支援提供証明書兼法定代理受領通知(併守山市立幼稚園預かり保育料納入通知書)」を「特定子ども・子育て支援提供証明書兼法定代理受領通知(併守山市立幼稚園預かり保育料および給食費納入通知書)」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(保育料および給食費の納付)

第13条 利用決定者は、実施園が当該月末に通知する守山市立幼稚園預かり保育料および給食費納入通知書(別記様式第6号)により、翌月10日までに預かり保育料および給食費を納入するものとする。ただし、納入日が休業日等の場合は、園長が指定する日までに納入するものとする。

別記様式第7号を、次のように改める。

別 記

様式第 7 号（第 16 条関係）

特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 法定代理受領通知
(併守山市立幼稚園預かり保育にかかる保育料および給食費納入通知書)

令和 年 月 日

様

守山市立 幼稚園長

「幼稚園預かり保育」に係る特定子ども・子育て支援提供内容について、下記のとおり証明します。

学年・組	歳児 組						
園児名							
提供内容	子育て支援のため幼児を預かり、保育を行う						
令和 年 月 提供日	日	日	日	日	日	日	日
	日	日	日	日	日	日	日
	日	日	日	日	日	日	日
	日	日	日	日	日	日	日
	日	日	日	日	日	日	日
提供時間帯	守山市立幼稚園における教育課程に係る教育時間以外の時間帯						

兼ねて、当該支援提供に要した費用（預かり保育料の額）について、守山市から支払いを受けましたので、通知します。

あわせて、差額分の預かり保育料と対象期間中の給食費について、通知します。

1 預かり保育		
(1) 常時預かり保育 (月分)		
預かり保育料(A) 円		(日利用)
施設等利用給付費(B) 円		(A) と (上限450円/日×日) の低い方
		代理受領日：令和年月日
(2) 一時預かり保育 (月分)		

	預かり保育料(A)	円	(日利用)
	施設等利用給付費(B)	円	(A) と (上限450円/日 × 日) の低い方 代理受領日：令和 年 月 日
	納入通知額(C) = (A) - (B) 円		
2 給食費 (月分)			
	昼食+おやつ(D)	円	(〇〇日利用) 〇〇日 × 350 円 = 〇〇〇円
	おやつのみ(E)	円	(〇〇日利用) 〇〇日 × 100 円 = 〇〇〇円
	納入通知額(F) = (D) + (E) 円		上限 1,300 円 (8月 は 上限 5,500 円)
納入通知額総合計 預かり保育(C) + 給食費(F)		円	

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。